

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土・日・祭日)に当たるときは、その翌日)

◇告 示 目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

保安林の指定の解除

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良事業計画及び規約の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の認可

土地改良事業の工事の完了

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定天然記念物の指定の解除

地方職員共済組合の役員就退任

◇正 誤 昭 和 五 十 年 六 月 鳥 取 県 告 示 第 五 百 六 十 六 号 中 訂 正

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)第百三条第四項後段の規定による新井土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十年一月二十一日現在の地番による。)
大字新井字下棚田	大字新井字下棚田の全域並びに大字新井字脰曲三三三の三、三三四の一、三三五の一、三三七の一、三三八の一、三三九の一及びこれらと一体をなす国有地
大字新井字脰曲	大字新井字脰曲のうち三三三の三、三三四の一、三三五の一、三三七の一、三三八の一、三三九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	昭和五十年七月二十一日

鳥取県告示第六百七十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第三一三三号	有 田 由 美	昭和五十年七月十一日

鳥国業第三一〇号

橋 本 衆 二 郎

十五日

鳥国医第一、九六七号

神 戸 直 登

〃

鳥国業第三一四号

山 根 秀 雄

〃

十七日

鳥取県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜六九〇の二〇五、六九〇の三三三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字向原一五四二の五四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字向原一五四二の一、一五四二の五五、一五四二の五七(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十四号

昭和五十年六月十七日付けで東伯郡東郷町大字漆原一三四番地小谷正己ほか二十四人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十五号

昭和五十年七月三日付けで国府町から申請のあつた土地改良(吉野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十六号

昭和五十年六月十六日付けで河原町から申請のあつた土地改良(弓河内地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十年七月十一日付けで日野町から申請のあつた土地改良(下榎地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十八号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(亀谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、日吉津村から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事完了年月日

日吉津地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水事業	昭和五十年五月三十一日
日吉津地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日
富吉地区農業用排水事業	昭和五十年三月二十五日
日吉津地区農道整備事業	昭和五十年三月二十五日
今吉地区農道舗装事業	昭和四十九年十二月二十五日
富吉地区農道舗装事業	昭和四十八年十月三十一日
日吉津地区農道整備事業	昭和五十年三月二十五日
海川地区農道整備事業	昭和五十年三月二十五日

鳥取県告示第六百八十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

前	更	変
鳥取市三津字西傍示ノ巷、字西傍示ノ式、字鳥打場ノ二、字東沢一及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字河原ノ二、字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部		
第一工区		
鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東沢一、字山崎及び字西傍示ノ巷並びに伏野字焼山ノ一、字河原ノ二及び字内河原の各一部		
第二工区		
鳥取市三津字西傍示ノ巷、字西傍示ノ式及び字鳥打場ノ二並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部		

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第一土地区画整理事業

五 事務所の所在地

前	更	変
鳥取市東町一丁目三百十九番地		
鳥取市東町一丁目二百七十一番地		

六 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

七 変更認可の年月日

昭和五十年七月三十日

鳥取県告示第六百八十一号

新井土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十年七月二十三日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年九月十一日 鳥取県指令受米土維第九百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤字三柳境立石場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市四日市町八九

鳥取県西部勤労者消費生活協同組合

組合長 桑村治雄

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十一条第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除したので、同条例同条第三項において準用する同条例第五条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

- 一 名称 解脱寺のモミ並木
- 二 員 数 一本(十五本のうちの一本)
- 三 所在地 日野郡日南町大字下阿毘縁六一一
- 四 所有者 解脱寺 代表者 生田文妙

雑 報

地方職員共済組合役員の就退任について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の就退任について、次のとおり公告する。

昭和50年8月5日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

退任 理事(非常勤) 遠 藤 保 成(前神奈川県総務部長)
6月3日付
就任 理事(非常勤) 岡 田 輝(神奈川県総務部長)
6月18日付

正 誤

昭和五十年六月鳥取県告示第五百六十六号(解除予定の保安林について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
七 上 二	四 二五七の一、二五七 一の七、二五七の一 (以上四筆国有林につ いて、次の図に示す部 分に限る。)	二五七の一(以上三 筆国有林について、次 の図に示す部分に限 る)、二五七の一、 二五七の一(以上三 筆について、次の図に 示す部分に限る。)